

重要事項

レーザー製品の使用と安全管理

B&W Tek社の携帯型ラマン・NanoRamのご使用にあたっては、レーザー機器を取り扱う業務に常時従事する労働者の障害を防止することを目的として、厚生労働省の「レーザー光線による障害防止対策要綱」に基づいた必要な措置を講じる必要があります。

■ 労働衛生管理体制の整備

レーザー機器管理者を選任し、要綱に記載の事項を実施する。

- イ) レーザー光線による障害防止対策に関する計画の作成及び実施
- ロ) レーザー管理区域の設定及び管理
- ハ) レーザー機器を作動させるためのキー等の管理
- ニ) レーザー機器の点検、整備及びそれらの記録の保存
- ホ) 保護具の点検、整備及びその使用状況の監視
- ヘ) 労働衛生教育の実施及びその記録の保存
- ト) その他レーザー光線による障害を防止するために必要な事項



■ レーザー機器のクラス別措置基準

II クラス3Bのレーザー機器に係る措置

- 1 レーザー管理区域
- 2 レーザー機器
- 3 作業管理・健康管理等
- 4 その他



* ご不明な点は三洋貿易(株)科学機器事業部(TEL:03-3518-1188)にご相談下さい。